

大野見中学校部活動ガイドライン

1. 目的

高知県教育委員会及び中土佐町教育委員会策定の「運動部活動ガイドライン」方針（文化部活動も準ずる）に則り、生徒が生涯にわたり心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を図るとともに、知・徳・体のバランスのとれた成長と学校生活を送ることができるようにすることを目的とする。

2. 部活動に係る活動ガイドライン

部活動の指導・運営に係る体制を構築し、学校教育課程の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組めるように、以下の活動ガイドラインを定める。

- ① 顧問は「年間活動計画」「毎月の活動計画・活動実績」を作成し、校長の許可を受け通信等により保護者に知らせること。
- ② 顧問は該当競技の適切な指導のための知識・理解に励み、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進する。
- ③ 平日・週休日ともに週に1日、計2日の休養日を設けること。ただし、大会等で週休日に休養日が取れない場合は、平日に休養日を設けること。
- ④ 長期休業中は一定期間の休養日を設定すること。
- ⑤ 活動時間は平日2時間程度、週休日は3時間程度を原則とする。但し、大会が近いときや大会当日等はこの限りではない。
- ⑥ 平日午後の活動時刻は18：30までとする。
- ⑦ 校長は、活動の実態を把握し、指導・助言及び是正を行う。

3. 保護者会及び部費について

- ① 部活動においては、運動部・文化部ともに保護者会を組織する。保護者会において、保護者会長、会計等を決定し、会の運営に当たるようにする。保護者会費等については、保護者会で決定し、保護者が管理すること。
- ② 部活動においては、学校は部活動費（部費）の徴収は行わない。

4. 部活動指導員の活用について

- ① より専門的な指導を行うために、校長の許可を得て部活動指導員を活用（任用）することができる。
- ② 部活動指導員の任用に当たっては、校長は人物の適性を把握するとともに、下記の内容についての事前研修（事前指導）及び定期的に指導実態の把握に努める。
 - ・部活動の意義　・部活動の目標及び方針　・安全確保　・事故発生時の対応
 - ・体罰やハラスメントの禁止　・生徒の輸送及び引率　・部活動ガイドライン

5. その他

- ① 部活動の合同チームの編成については、中体連や主催団体と協議し、町内の学校間の合同チームを優先して協議する。
- ② 部活動の新設や廃部については、将来的な見通しを持つとともに保護者との話し合いも充分に行い、慎重に取り扱う。